

令和6年度

# 町政執行方針



令和6年3月

上富良野町



# 令和6年度 町政執行方針

令和6年第1回定例町議会にあたり、町政執行方針につきまして申し上げます。

我が国の経済状況は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、穏やかな回復が続くことが期待されています。その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

このように国際秩序の根幹を揺るがす状況の中、岸田内閣は、我が国が直面する「時代の転換点」とも言える内外の歴史的・構造的な変化と課題の克服に向け、大胆な改革を進めるマクロ経済運営の対応、強靱で持続可能な新しい資本主義を加速させるため、「三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成」「投資の拡大と経済社会改革の実行」「少子化対策・こども政策の抜本強化」「包摂社会の実現」「地域・中小企業の活性化」を成長と分配をともに高める柱として掲げ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せるべく、令和6年度予算については、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費1兆円を含め、1兆5,717億円の予算案を閣議決定し、国会において審議されているところであります。

一方、地方財政計画の一般財源総額について、交付団体ベースで前年度比5,545億円、0.9%増の6兆7,180億円と前年度並みが確保され、地方交付税については、1兆8,671億円、前年度比3,060億円、1.7%増となっておりますが、臨時財政対策債の発行額については、4,544億円、前年度比5,402億円、54.3%減となっております。人口の少ない多くの地方公共団体に

においては、元来、地方税収の増加は見込めない中、急速に進行している少子高齢化をはじめ、日々複雑化、多様化する行政ニーズに対応するための財源確保にあたっては、依然として厳しい状況にあります。

本町におきましても、地方税収など自主財源の大きな伸びが見込めない中で、地方交付税をはじめとする一般財源の約8割が経常的な支出に充てられているうえ、全収入の約4分の3が依存財源という、柔軟性の乏しい財政構造となっている実態にあります。

歳出面においては、公共投資に伴う地方債発行の減と過去の地方債の償還完了に伴い償還費のピークを過ぎ減少している一方で、人口減少社会を見据えた自立した地域を維持するための地域振興、加速する少子高齢化や人口減少への対応、子育てや介護など幅広い社会福祉環境の整備をはじめ、多発する自然災害に対する応急・恒久的防災対策、老朽化が進む社会資本の長寿命化など、様々な行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されております。

さらに、町立病院の建て替えをはじめとした公共施設の改修等、大きな公共投資も予定されるところであり、中長期的な見通しに基づく財政運営により、活力あるまちづくりと自治体経営の安定化との両立を図っていかなければならないと認識しているところであります。

このように、財政的には依然として厳しい状況ではありますが、町民の皆様が「かみふらの」に愛着を持ち、夢と希望に満ちたまちづくりを進めていくことが何よりも大切であると受け止めており、第6次上富良野町総合計画に掲げました「暮らし輝き 交流あふれる四季彩のまち・かみふらの」をめざすべき将来像として、「協働のまちづくり」「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」「人が行き交うまちづくり」の3つの視点を基本に、これからの「かみふらの」を見据えたまちづくり、さらに「活力あるまちづくり 魅力あるまちづくり 持続可能なまちづくり」を念頭にこれまでの課題への対応をはじめ、それぞれの事業実施において緊急性や優先性などを十分考慮

するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見極めながら、予算編成を行ったところであります。

それでは、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてであります。

「環境・景観、エネルギー」につきましては、出前講座等の学習機会を通じて環境保全意識の醸成を図るとともに、令和4年6月のゼロカーボンシティ宣言の実現に向けた施策等の検討を進め、地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」の点検、評価を行い、計画に基づいた温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

また、町も1事業所として、「第2期上富良野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、その取り組みに努めてまいります。

景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、十勝岳ジオパークの取り組みと連携し、大雪山国立公園の保護をはじめ、地域の特徴的な地質・地形について継続的に調査を重ね、本町の最も重要な資源ともいえる十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全に取り組んでまいります。

葬斎場につきましては、建設から49年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、適正な維持管理を行うとともに、中富良野町西山火葬場の共同利用について、令和8年度開始を目途に取り組んでまいります。

「ごみ処理等環境衛生」につきましては、町民の皆様のご理解とご

協力により、着実にごみの分別、減量化が進んでおり、今後におきましても、分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に積極的に取り組んでまいります。

クリーンセンターにつきましては、供用開始から24年が経過し、施設や設備の経年劣化による故障等が顕在化しております。長寿命化計画に基づき、主要機械等の改修を実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

また、令和11年度に満量が見込まれる最終処分場について、埋立て容量拡張による延命に着手します。

さらに、「第3次富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理基本計画」に基づき、沿線市町村の連携を図り廃棄物の処理を進めるとともに、より効率的な処理について引き続き協議してまいります。

「上・下水道」につきましては、老朽化が進んでいる上水道の主要な幹線管路や、浄水場施設の電気設備の更新を進め、水道施設の健全化を図り安定した水供給に努めるとともに、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計においては、本年度から地方公営企業法に基づいた財務規程を適用した会計方式となり、財務諸表の作成による経営状況の明確化と減価償却資産の管理により、上・下水道事業の経営に努めてまいります。

また、公共下水道事業においては、公共下水道全体計画に基づき下水道の普及促進に努め、下水道経営戦略による投資計画と整合性を図り、計画的に終末処理施設の設備更新事業を進めてまいります。

「公園・緑地」につきましては、日の出公園においては、来園する皆様が安全で快適に利用いただけるよう、また、周辺地区の生活環境にも十分配慮し、適正な公園管理を行ってまいります。

各公園・緑地においては、遊具の劣化点検を実施し、点検結果及び専門家の意見を踏まえながら引き続き必要な改修等を進めるとともに、島津公園については、施設等の一部改修を実施し、町民の憩いの

場として適正な管理に努めてまいります。

「消防・防災」につきましては、日頃からの防災意識の啓発や防災訓練等による地域防災力の強化をはじめ、各住民会の防災士間の連携と資質の維持・向上を図る機会を設けるとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、令和5年度に作成した防災ブックの活用を推進し、避難経路、避難場所の再確認を行うとともに、出前講座や十勝岳ジオパーク（防災教育）・自主防災組織と連携した取り組みなどにより、町民の防災に関する知識・意識の更なる醸成を促してまいります。

十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、前回の噴火から36年が経過し、火山活動は活発な状態が続いていることを踏まえ、関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や事業所の参加協力を得ながらより実践に即した訓練を実施し、防災体制の構築を進めてまいります。

また、防災備蓄品・資機材については円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちを目指してまいります。

富良野川の砂防堰堤などの火山砂防事業や治山・治水事業、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備につきましては、関係機関へ引き続き要請してまいります。

また、普通河川の整備については、河川整備計画に基づき、本年度は3河川の補修工事を実施してまいります。

「交通安全・防犯」につきましては、一人ひとりの意識を高めることが何よりも重要であることから、地域や家庭はもとより、生活安全推進協議会をはじめ関係機関・団体との連携強化を図りながら、事件事故のない、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

去年は町内で2件の交通死亡事故が発生しました。今後も悲惨な交通死亡事故の根絶に向けて、交通安全に対する町民のさらなる意

識向上が図られるよう、啓発活動を推進してまいります。

「消費者対策」につきましては、悪質商法や特殊詐欺等による被害が後を絶たないことから、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組んでまいります。

また、富良野市消費生活センター内に富良野圏域5市町村で専門の相談員を共同設置しており、複雑化・多様化する相談内容に対応できるように、消費者の安全を確保してまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

「保健・医療」につきましては、「健康づくり推進のまち」宣言の理念のもと、新たに策定した「第3次健康かみふらの21計画」「第3期保健事業計画・第四期特定健診等実施計画」に基づき、健康寿命の延伸に向け町民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。

前計画の評価から、生活習慣病の重症化予防は、優先的に取り組みを行った結果、改善傾向にありますが、メタボリックシンドロームや耐糖能異常等の重症化・発症予防が解決すべき健康課題として残っており、課題解決に向け、健診項目の追加の検討や効果的・効率的な保健事業に取り組んでまいります。

また、次世代を担うすべての子どもたちが健やかに育つための条件づくりの第一歩は、妊娠期からの望ましい生活習慣が基盤であり、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの生涯を経時的に捉えた健康づくり）の視点で各種保健事業を通じて、生活習慣病の発症予防の取り組みを推進してまいります。

子どもの医療費無償化につきましては、子育て世帯の保護者への負担軽減を図るよう中学生までの子どもを対象に実施しているところですが、さらに年齢要件を拡大し、少子化対策等として、高等学校

を終了するまで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを対象に実施するよう取り組んでまいります。

感染症の予防につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種が65歳以上を対象に重症化予防を目的とした定期接種になりますので、接種を希望する方が接種できるように、接種費用の助成等を検討し医療機関と連携を図りながら進めてまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための地域医療の基幹的施設であることから、これからも安定した病院運営を図るため、昨年度策定しました病院経営強化プランに基づき経営の健全化に努めてまいります。

「子育て支援」につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての児童とその家族に対して、妊娠・出産、乳幼児、小学校低学年の「子育てのステージ」と、小学校高学年、中学校、高校の「子育てのステージ」の2つのステージによる切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し適切な支援につなげるよう、町内の教育・保育施設4園をはじめ、教育委員会等との連携を図り、こどもセンター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「児童相談支援センター」の機能を活用し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を実施する中で、積極的な関与が必要な家庭につきましては、養育支援訪問事業を実施してまいります。

なお、本年度は「第2期子ども・子育て支援事業計画」が最終年度になることから、昨年度に実施した子どもの生活実態調査と子ども・

子育て支援事業計画ニーズ調査の結果に基づき、次期計画となる「こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画、子ども貧困対策計画、子ども・若者計画、次世代育成支援行動計画を含む）」を策定してまいります。

令和6年4月から供用開始する東児童館と合築した新こどもセンターについては、子育て支援班を移転するとともに、子育て支援拠点事業、発達支援事業を実施する「子どもセンター」を「こども未来班」に名称変更して集約し、地域における子育て世帯が孤立することなく、個人やグループ等で気軽に利用でき、あらゆる悩み等の相談・支援の窓口としてワンストップ化を行い、相談・療育・支援等を一体的に取り組んでまいります。

「高齢者支援」につきましては、第8期の基本理念を継承した第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現のため、地域包括支援センターを中心として関係機関・事業所と連携した地域包括ケアシステムの深化と推進に取り組んでまいります。

また、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとで、介護保険などの公的サービスの対象とならない支援ニーズを踏まえ、社会福祉協議会と連携してボランティアセンター体制と生活支援体制の強化や生活支援と人材育成の体制整備に取り組むほか、権利擁護センターによる成年後見制度の普及啓発や地域ケア支援の充実を図ってまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護サービス提供の根幹となる介護士等専門職の確保のために、様々な情報発信や情報収集に努めるとともに、職員の人材育成を図り、利用者ニーズに即した安心安全なサービスの提供を行ってまいります。

また、自立支援や介護サービスを必要とする方々に、広くラベンダーハイツを利用していただくことで利用率の向上を図り、効率的な運営による健全な経営に努めるとともに、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していただくため、高齢者福祉、在宅福祉の拠点施設として、地域の皆様に信頼される施設運営に取り組んでまいります。また、老朽化している施設については、将来に向けた対応を検討してまいります。

「障がい者支援」につきましては、第3期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、関係機関や町内の各事業所と連携を図り、各サービス等の推進に努めるとともに、一般就労をめざす就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行うなど、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制の充実に取り組むとともに、新たな課題を踏まえて計画を推進してまいります。

「地域福祉」につきましては、第4次地域福祉計画に基づき、関係機関や団体等と連携のもと検討し、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童福祉の推進と、地域福祉の向上に取り組むとともに、複雑化・複合化した困難な課題に対応するための、重層的支援体制整備についても実行してまいります。

また、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化等を背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者やひきこもり等が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員、保護司や関係機関の協力を得ながら、援護を必要とする世帯の継続的な実態把握に努め、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、指導を通じ、必要な方に必要な支援が届くよう、取り組みを継続してまいります。

なお、本年度は「地域福祉計画」が初年度になることから、アンケ

ート調査結果等により、新たな課題を踏まえて第4次地域福祉計画の推進に努めてまいります。

完成から19年が経過している保健福祉総合センターかみんにつきましては、適切な維持管理を行うとともに、計画的な設備の点検や修理を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、引き続き特定健診と保健指導に重点を置いた生活習慣病予防に努め、実施し、医療費の抑制を図りながら共同保険者である北海道と道内市町村とともに、安定した事業運営に努めてまいります。

次に、「活力と交流あふれる産業のまち」についてであります。

「農林業」につきましては、新たに策定した「第9次農業振興計画」に基づき、地域の農業者や農業委員をはじめ、関係機関との連携を図りながら、本町の基幹産業として地域の諸課題に対応した持続性の高い農業・農村の確立に向けて取り組みを進めてまいります。

農業の生産性向上を図るため、引き続き東中地区において基盤整備事業を進めるとともに、今年度から富原・島津地区において新たな整備事業に着手します。また、自然災害時における農地の保全と地域住民の安全確保のため、農村地域防災減災事業として実施されている日の出排水路整備事業について、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期の完了について関係機関に対し要望を行ってまいります。

ラベンダー・ホップ・メロン・青シソなどの特産農作物においては農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応、担い手確保のため、地域おこし協力隊員を配置し、農業生産の維持、拡大につなげるとともに、将来の担い手として定着する取り組みを合わせて進めてまいります。

また、多様な営農類型を支援するため、高収益の園芸作物への町の独自施策においても付加価値向上が図れるよう継続してまいります。水田畑作においては、農業DX活用に向けた取り組みやスマート農業をはじめとする新技術の導入を推進するとともに、国の米政策に対しては農業再生協議会と連携し安定生産、高品質化等の取り組みを推進し、転作田における畑地化定着の取り組みを進めてまいります。

農地の流動化対策として、10年後を見据えた計画的な農地の有効活用を図るため、本年度末までに農業経営基盤強化促進に関する基本構想に基づく地域計画を策定してまいります。

畜産環境整備につきましては、富良野広域連合公共串内牧場における基盤整備事業（ふらの地区）による草地、哺育・育成施設が完成し、株式会社ふらの哺育・育成センターが管理運営を開始したことから、畜産経営者の労働負担軽減、生産の効率化を図るとともに、沿線自治体、JAなどの関係機関と連携し、利用拡大を進めてまいります。

また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて施設や機械の整備などの支援等により、畜産経営の安定化を進めてまいります。

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境に配慮した持続可能な農業を推進してまいります。

「食」による地域の魅力づくりについては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われ、また、農業者による6次産業化の取り組みも広がりを見せており、消費者から高い評価を得ております。

今後もこの流れをしっかりと支えることで大きな成長につながるよう、新たな商品開発をめざす事業者に対しては、引き続き設備投資や

ノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援を行い、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催や農・商・工の産業間連携によるまちの魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用や、秋の収穫祭をはじめとするイベントや店舗での販売、PR推進などにより、町民の方々が地元農産物にふれる機会を拡大し、その品質の良さと安全性について理解を深める地産地消の取り組みを進めてまいります。

森林整備につきましては、町内における民有林の約7割が人工林であり、そのうち約8割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ国土保全や水源涵養などの多面的な機能は私たちの生活や産業と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林における今後の森林経営に係る必要な支援を行うとともに、林業従事者の担い手確保に対する支援を行ってまいります。

有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会、集落協議会の協力体制と連携の強化を図りながら、国や北海道の支援制度を活用した捕獲機材、電牧柵設置などの駆除対策を継続するとともに、狩猟免許取得費用の助成、新規従事者講習会の実施など、駆除の担い手育成対策を行い、被害の軽減対策を進めてまいります。

「商工業」につきましては、長引くコロナ禍で深刻な影響を受けた経済活動の回復と更なる活性化を図る上で国や道と連携し、中長期的に足腰の強い経済基盤の再構築を進め、とりわけ役割の非常に大きい商工会を中心とした振興策を実行するとともに商工会活動の安定的な運営を引き続き支援してまいります。

本年度は「第3次商工業振興計画」の初年度を迎えることから、コロナ禍からの回復を含め、既存事業者の経営の持続化や新たな担い手による新事業の展開を進めてまいります。また、昨年度から推進し

てまいりました上富良野産の酒米を使用した日本酒の醸造など、地域で作られる商品の高付加価値化をさらに進めるとともに、キャッシュレス決済の拡充による町内消費の喚起、町外購買力の取り込みと併せて後継者不足等の諸課題への対応に向けた取り組みを進めてまいります。

また、若者や地域おこし協力隊を含めた移住者が活躍できるよう国や道の制度活用とあわせて支援できる仕組みづくりを進め、持続的な経済振興と地域活力の増進を図ってまいります。

「観光・交流」につきましては、「第3次観光振興計画」の初年度を迎えることから、商工業と同様にコロナ禍で重大な影響を受けた観光入込の回復を喫緊の課題として取り組み、やや回復の兆しを見せるインバウンド需要の喚起と掘り起こしを進め、併せて観光客による農地への立ち入りや、路上駐車解消に努めてまいります。

また、上富良野の豊かな四季の恵みを活かせるよう、産業イベントの活性化と、ラベンダーフェスタかみふらの等の四季彩イベントにより、更に町内の活力増進と町外からの誘客促進に繋がるよう実施してまいります。

さらに、観光振興の重要かつ中心的な担い手である観光協会の維持や発展に向けた連携と支援を進める一方、ロケツーリズムなどの取り組み、地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度等を活用し多様な施策・課題に対応する新たな人材の確保・育成を引き続き進めてまいります。

新たな魅力づくりへの取り組みとしましては、三浦綾子記念文学館、映画製作者と連携し、上富良野を舞台とした小説『泥流地帯』初となる実写映画化の実現に向け、一刻も早く製作委員会等組織の組成から具体的な制作の動きにつなげるとともに、ふるさと納税による財源調達や「泥流地帯」映画化を進める会を中心とした機運醸成やロケ支援等に引き続き取り組んでまいります。

十勝岳ジオパークは認定後2年を経過し、その活動は全国から注目されており、今後は各地のジオパークと交流を進め、ジオパークネットワーク活動を強化してまいります。本年度においては、地域のさらなる活性化のため、ジオツーリズムの推進、ジオパークブランドを利用した商品開発などを進めてまいります。

十勝岳ジオパーク固有の優れた景観を保全し、学校教育・社会教育の推進、地域資源の開拓のための調査・研究活動を進めてまいります。また、拠点施設である上富良野町郷土館や十勝岳砂防情報センターでの展示や各種イベントを通じて、十勝岳ジオパークの魅力を広く発信できるよう取り組んでまいります。

「雇用対策」につきましては、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供による雇用促進に努めるほか、企業振興事業の継続した取り組みや北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援、町の奨学金返還助成制度などによって、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう推進してまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

「道路・公共交通」につきましては、安全性や利便性をはじめ景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。昨年中富良野～上富良野間が計画段階評価になりました地域高規格道路、旭川十勝道路の整備促進に向け、旭川十勝道路整備促進期成会とともに引き続き要望してまいります。

また、高規格道路整備に伴い、今後計画されるルートや、インターチェンジの動向をふまえ、道の駅整備について情報収集および、調査・研究を行ってまいります。

町道につきましては、「道路等整備計画」の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めており、本年度は改良舗装1路線、歩道整備

1 路線を実施してまいります。

橋梁においては「橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行うほか、4 橋の修繕工事を実施してまいります。

J R 富良野線の維持・存続につきましては、J R 北海道と J R 富良野線の沿線 5 市町で組織する J R 富良野線連絡会議における協調体制のもと、利用促進を核とした路線存続の取り組みを進め、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ってまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳エリアへの公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、維持に努めるとともに、引き続き第 1 便について、6 月から 9 月までの土・日・祝祭日、十勝岳温泉まで延長運行し、登山客や温泉利用客のサービス向上に取り組んでまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段の安定的な確保、農村部のコミュニティ及び交通手段の維持を図るため利用料金を統一し、引き続き利用者が安心して利用できるよう安心・安全な運行に努めてまいります。

「情報化」につきましては、町内全域において高速情報通信環境が整い、引き続き町民の利便性向上に向け、電子申請等の利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線 LAN アクセスポイントの増設などにより、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ってまいります。

「住環境整備」につきましては、「住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、多様化するニーズに対応した住宅施策を総合的、計画的に進め、快適で安全安心な住環境を確保していくほか、

町営住宅の整備につきましては、計画的に整備、維持修繕を行ってまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるような改修や、地域環境に影響を及ぼしている空き家の解体の促進を図るため、昨年度創設した「住宅改修費補助制度」を引き続き実施してまいります。

定住移住の促進につきましては、移住に関するワンストップ窓口を継続し、ホームページやSNSで情報提供を行うとともに、民間賃貸住宅等をシーズステイ住宅として活用してまいります。

「人権尊重・男女共同参画」につきましては、人権擁護委員とともに、様々な機会を通じた啓発活動に取り組みながら、偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会に向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、男女共同参画を促すため、町の各種審議会などに女性を積極的に登用するとともに、地域や団体に女性の役員登用について働きかけ、女性がより一層活躍できる環境づくりを進めてまいります。

「地域間交流」につきましては、友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、交流訪問、友好都市パネル展の開催などの交流事業を推進するとともに、民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援してまいります。

同じく友好都市であるカナダのカムローズ市との交流については、令和7年度に友好都市提携40周年の節目の年を迎えることから、これまでの交流実績を踏まえ、姉妹都市としての交流のありかたについて協議を進めてまいります。

「協働」につきましては、第6次総合計画の「まちづくりの3つの視点」のひとつに位置づけており、すべての施策の根幹を成すもので

あります。「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき、まちづくりフォーラムや出前講座などを通じて郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくり推進補助金により、各種団体が実施する自主的な協働のまちづくり活動を支援してまいります。

また、町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員の一般公募やパブリックコメントなどを実施し、町民の皆様がまちづくりに参画する機会を充実してまいります。

「自衛隊との共生」につきましては、令和4年12月に国家安全保障戦略などの安保関連3文書が閣議決定され、新たな体制と防衛力の整備が進められることから、自衛隊員との共存共栄のまちづくりを図るため、駐屯地と連携し、隊員が働きやすい環境を図るとともに、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の規模堅持はもとより、体制強化として、隊員の充足率の拡充や隊員及び隊員家族の生活環境の改善、向上などを求める要望活動を積極的かつ精力的に進めてまいります。

日米共同訓練や北海道訓練センターによる道外部隊の訓練が演習場にて展開していることから、安定的、かつ継続的な使用に向け、北海道防衛局・駐屯地と連携し安全性の確保に努めます。

また、障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境等の向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策も併せて実施してまいります。さらに、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう、退官者の再就職の支援を関係機関と協力し、取り組んでまいります。

「行財政運営」につきましては、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実な実践を進めるほか、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人

材育成の取り組みと併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築と職員一人ひとりが行政の担い手として信頼される組織づくりをめざしてまいります。

高齢者・障がい者・子育て・保健福祉などの多様化・複合化する課題に対応するため、また、行政サービスを維持するためにも、資格を有する職員の人材確保と育成が極めて重要であり、計画的な専門職員の確保に努めてまいります。

令和2年2月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が最終年度となることから、これまでの取り組みについて総括するとともに、国や北海道の総合戦略を踏まえ、第3期の戦略策定に向けて取り組んでまいります。

過疎対策につきましては、北海道過疎地域持続的発展方針と整合性を図りながら策定した上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の着実な推進を図ってまいります。

また、法律に基づく財政上の優遇措置等を有効に活用し、地域力の向上に向けた公共施設や基盤整備などのハード事業、町民の安全安心な暮らしの確保を図るソフト事業など第6次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、自主自立の地域づくりを進める取り組みを行ってまいります。

財源の確保に向けましては、組織内の連携により収納対策の取り組みを進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取り組みにより収納率の向上を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図ってまいります。また、受益者負担の適正化につきましても、引き続き使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行ってまいります。

ふるさと納税につきましては、地域の特産品を広くPRするとと

もに、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業版ふるさと納税については、地域再生計画に基づき、「泥流地帯」映画化事業のほか、地域活性化を図るうえでの有効な財源として活用し、企業が取り組む地域貢献活動と一体となったまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、「第3次富良野広域連合広域計画」に基づき、構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取り組みを定めた「第3次富良野地区定住自立圏共生ビジョン」の着実な推進を図り、圏域全体の発展につなげてまいります。

第6次総合計画に掲げた6つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に推進してまいります。 「上富良野町教育大綱」に示した「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の基本理念の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

以上、令和6年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

次に、令和6年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計では総額78億7,000万円、前年対比2.4%、1億8,800万円の増となっております。

地方税収入は固定資産などの増が税収増につながると見込みましたが、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財源

構造にあり、各事務事業の見直しや各施策に対する優先順位の判断のもと、各目的基金から支消目的に沿った繰り入れを行い、限られた財源の中で最大限の効果を発揮することを基本に本年度予算を編成したところでありますが、継続する物価高騰・労務単価の上昇等の影響による経費の増大という状況から、財源調整のための財政調整基金に財源を求めざるを得ない結果となったところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、新たな建設事業、地域産業の振興や急速な少子高齢化など様々な課題への対応が求められており、大きな財政需要が想定されることから、引き続き安定的で持続可能な財政構造の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてであります。制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても一般会計同様、効率的な運営方針のもとに財政見通しを立て、加えて、一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の繰り入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り、措置を行ったところであります。また、簡易水道事業及び公共下水道事業は令和6年度より、これまでの現金主義・単式簿記の特別会計から発生主義・複式簿記の公営企業会計へと移行します。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では総額1億7,330万4千円、前年対比0.3%、369万6千円の減となっております。

これは、主に被保険者の減少等に伴う保険給付費の減であり、今後におきましても、保険者として北海道とともに、健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計では総額1億9,653万1千円、

前年対比5.5%、1,027万7千円の増となっております。

これは、主に被保険者数の増加による保険料負担の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では総額11億1,935万2千円、前年対比2.5%、2,709万5千円の増となっております。

これは、介護報酬の改定による増額及び高齢化率と要介護者の増加に伴う一人あたりの介護費用額の増加による保険給付費の増額を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額3億5,522万6千円、前年対比4.2%、1,444万9千円の増となっております。

主な要因としては、物価高騰に伴う需用費増と、人件費の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額3億6,925万8千円、前年対比22.1%、6,681万4千円の増となっております。

収益的収支においては、国庫補助金の増、一般会計負担金の減、資本的収支では、水道施設電気計装設備更新及び配水管更新に伴う工事費の増によるものであります。

次に、簡易水道事業会計は、総額1億9,129万6千円となっております。

収益的収支においては、給水戸数及び給水量を見込んだ収支としております。資本的収支においては、浄水場の維持管理業務や簡易水道施設(東中地区、江花地区、西部地区)の、ろ過機設備、電気計装設備の更新工事を進めてまいります。

次に、公共下水道事業会計は、総額6億2,611万1千円となっております。

収益的収支においては、処理戸数、有収水量を見込んだ収支となっております。資本的収支においては下水道施設等の更新工事に伴う実施設計委託業務、下水道管新設工事、公設柵新設工事を進めてまいります。

最後に、病院事業会計では、総額56億548万7千円、前年対比173.8%、35億5,808万9千円の増となっております。

収益的収支においては、医薬品及び設備・施設管理経費など費用の増、資本的収支については、病院改築整備事業に係る工事費の増によるものであります。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は96億3,656万5千円で、先に申しあげました一般会計予算と合わせた町全体の予算は175億656万5千円、前年対比31.4%、41億8,787万円3千円増の規模となっております。

以上が令和6年度予算の概要であります。冒頭に申しあげましたとおり、今後の財政需要を見通す中、引き続き厳しい財政運営が想定されますが、かけがえのない私たちの郷土の発展はすべての町民共通の願いであります。これまで幾多の困難を乗り越え、今日の「かみふらの」を築いてきた先人の労苦を胸に刻み、第6次上富良野町総合計画の着実な推進のもと、笑顔があふれる未来へ、そして次の世代へつないでいけるよう、堅実性と将来性の両立を図り、しっかりと足元を見据えたまちづくりを実践していくとともに、何よりもすべての町民が一体となった「協働活動」を通じて、ともに支え合い、ともに歩む1年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様、ならびに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和6年度の町政執行方針といたします。

令和6年3月4日

上富良野町長 齊藤 繁

# 主要施策概要

(総合計画施策体系別)

## 1 きれいで安全・安心な生活環境のまち

町民がずっと住みたくなる、町外の人々が移り住みたくなる、自然と共生する美しい生活環境づくり、すべての町民が安全に安心して住み続けられる、あらゆる危機に強いまちづくりを進めます。

### 1 環境・景観・エネルギー

#### 1 環境保全意識の啓発（町民生活課生活環境班）

環境保全に関する取り組みなどについて、町の行政ホームページや広報紙などにより情報発信を行うほか、出前講座の開催など学習機会の提供を行います。

#### 2 地球温暖化対策・エネルギー施策の推進（町民生活課生活環境班）

地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」に基づき温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。また、町も1事業所として、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、事務事業編の見直しを行い、温室効果ガス排出量の縮減に向けた取り組みに努めます。

ゼロカーボンシティー宣言の実現に向けて、情報発信を行うほか、出前講座の開催など学習機会の提供を行います。

#### 3 公害対策の推進（町民生活課生活環境班）

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、悪臭や近所の騒音、ごみのポイ捨てなどは、人や動植物の生活環境の破壊を引き起こす原因となるため、事業者や町民などに対して公害に対する問題意識や環境対策などの啓発活動を実施し、発生を未然に防ぐよう推進に努めます。

#### 4 景観に関する意識の啓発（建設水道課建築施設班）

十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観を有しているまちとして、行政ホームページや広報紙などを通じた積極的な広報・啓発活動により、住民の景観保全意識の高揚を図ります。

#### 5 良好な景観の保全・整備（建設水道課建築施設班）

景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、山岳、丘陵、田畑など、それぞれの特性に応じた保全・整備を進めます。

#### 6 「地質・地形サイト」の保全（企画商工観光課ジオパーク推進室）

当地域は十勝岳の噴火やそれ以前の巨大噴火による火砕流堆積物など、火山に由来した地質が大半を占めています。また、北海道の内陸部という地形環境と、寒冷な気候条件により、この地域特有の自然景観が作られました。本町が有する美しい自然景観をはじめとする地域資源を保全するために、「景観づくり条例」および「自然公園法」などの法令に基づく自然保護を行うとともに、特徴的な地質や地形について学識顧問等の協力を得ながら、継続的に調査・研究を重ね、保全に取り組めます。

## 7 葬斎場・墓地の適正管理（町民生活課生活環境班）

葬斎場については、昭和49年の建設から49年が経過し、施設・設備の老朽化が著しいことから、計画的な修繕を行いながら適正な維持管理と運営に努めます。

共同墓地については、周辺を含めた環境美化など、適正な維持管理に努めます。

また、中富良野町に設置されている「中富良野町西山火葬場」の共同利用に向けて、施設改修をすすめます。

## 2 ごみ処理等環境衛生

### 1 廃棄物の収集・処理体制の充実（町民生活課生活環境班）

一般廃棄物の排出については、ごみの分別・減量化が順調に進んでおり、今後も分別の徹底と減量化、リサイクル対策に積極的に取り組みます。

クリーンセンターについては、供用開始から24年が経過し、施設・設備の経年劣化による故障などが発生していることから、長寿命化計画に基づき、主要機械等の改修などを実施し、施設運営の安定化を図ります。

また、最終処分場の延命を図るため、埋立て容量の拡張に着手します。

富良野圏域の一般廃棄物収集・処理体制については、「第3次富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理基本計画」に基づき、上富良野町において圏域市町村の衛生用品、粗大ごみの受け入れを行っていくほか、生ごみやし尿、浄化槽汚泥については富良野広域連合環境衛生センター（富良野市）、容器包装プラスチック類については富良野生活圈資源回収センター（中富良野町）において広域処理を実施し、効率的な処理体制の維持と環境衛生の保持を図ります。

中富良野町と一般廃棄物の共同処理をすすめ、上富良野町と中富良野町の収集ごみを相互の施設で処理を行うことで両町の埋立て最終処分場の延命化を図ります。

また、老朽化する施設の延命は富良野生活圈共通の課題であり、より効率的なごみの共同処理について継続して検討をすすめます。

### 2 5R運動の推進（町民生活課生活環境班）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会において、地球環境に負荷の少ない社会、循環型社会へシフトするため、環境と経済が両立した循環型社会の形成を目指し5R（ファイブアール）運動（Refuse（リフューズ：ごみになるものを断る）、Reduce（リデュース：廃棄物の抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Repair（リペア：修理）、Recycle（リサイクル：再資源化）の5つの取組の頭文字をとったもの。）を推進し、活動に取組む事業者・個人に対し支援します。

### 3 ごみのない美しいまちづくり（町民生活課生活環境班）

ごみのない美しいまちづくりを進めるため、町民や事業者による環境美化活動に対して支援を行うなど、身近な場所での清掃活動への参加呼びかけや意識啓発に取り組みます。

## 3 上・下水道

### 1 水道施設の整備・管理と安全・安心な水の供給（建設水道課上下水道班）

上水道、簡易水道、飲料水供給施設については、水質管理の徹底、施設や設備の健全性向上を図りながら、安全で安定した水の供給に努めます。

特に老朽化が進んでいる水道管の更新については、引き続き主要な幹線管路の工事を実施するほか、道路の改修工事と併せた施工により費用縮減を図りながら、計画的な施設の維持管理を進めます。

また、簡易水道施設の施設におきましては、耐用年数が経過した電気設備の更新工事を実施し水道水の安定供給を図ります。

### 2 水道事業の健全運営（建設水道課上下水道班）

簡易水道事業会計については、本年度から地方公営企業法に基づく会計方式に移行し、新たに作成する財務諸表より経営状況の明確化と、減価償却資産の管理を行い、今後においても安定的な事業運営と公共の福祉の増進に努めていきます。

水道事業の運営については、人口減少等に伴う水道料金の減少や、経年劣化による水道施設設備等の更新費用の増大など、水道事業の経営が厳しさを増す中、将来にわたり必要なサービスを安定的に提供していくため、経営状況の把握に努めるとともに、水道事業経営戦略に基づき計画的な水道施設等の更新事業を行っていきます。

### 3 下水道施設の整備・管理と水洗化の促進（建設水道課上下水道班）

公共用水域の水質保全及び市街地区の浸水防除により、衛生的で快適な生活環境の提供に努めてまいります。

また、公共下水道全体計画に基づき下水道の普及促進を図ります。

### 4 下水道事業の健全運営（建設水道課上下水道班）

下水道事業会計については、本年度から地方公営企業法に基づく会計方式に移行し、新たに作成する財務諸表より経営状況の明確化と、減価償却資産の管理を行い、今後においても安定的な事業運営と公共の福祉の増進を目指した運営に努めていきます。

下水道事業の運営については、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれる一方、下水道施設等の更新費用の増大により、下水道事業の経営が逼迫する経営環境のもと、将来にわたり継続的な下水道事業を継続するため、中長期的な視野に立った下水道経営戦略に基づき計画的な施設の更新と経営基盤の強化を図ります。

### 5 合併処理浄化槽の設置促進（町民生活課生活環境班）

下水道事業区域外における衛生環境の向上、水質汚濁防止など自然環境保全のため、平成15年度から令和6年度までを計画期間として、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業補助を実施します。

## 4 公園・緑地

### 1 公園・緑地の整備充実（建設水道課建築施設班）

すべての公園・緑地について安全に安心して利用できるよう、遊具をはじめとする老朽化した施設・設備の定期的な点検を実施し、計画的な整備を行います。

日の出公園についてはラベンダーの未活着株、枯損株の補植に努めるとともに、一年草花壇を含め除草などの管理を適切に行います。

キャンプ場のせせらぎ水路の改修を実施し、来園者の憩いの場・交流の場として安全で安心して利用いただけるよう、指定管理者である上富良野振興公社と連携し、適正な公園管理を行います。

見晴台公園については、指定管理者である観光協会、駐車帯などの国道付帯施設を所管する旭川開発建設部との連携により適切な維持管理に努めるとともに、来町者への観光スポットや物産情報の発信拠点として「情報ステーション」の機能充実に努めます。

## 2 公園・緑地の適正管理（建設水道課建築施設班）

地域の身近な公園・広場・緑地については、協働のまちづくりの理念に基づき、町も連携し12住民会において主体的な管理を行っています。

地域からの要望などを反映しつつ、それぞれの状況に応じた整備や適正な管理を行うことで、地域住民に親しみやすい公園・緑地づくりを進めます。

また、各公園に設置されている遊具については、町民の憩いの場としての公園づくりと安全確保のため、遊具の改修を進めます。

島津公園については、施設等の改修により、適正な管理に努めます。

# 5 消防・防災

## 1 防災組織の充実強化（総務課基地調整・危機管理室）

災害時の人命救助には自助、共助、公助による迅速な対応が重要であり、中でも身近な存在による共助が極めて大きな役割を果たすことから、日頃からの防災意識の啓発や防災訓練はもとより、防災士の資質の向上と連携を深める機会の提供、自主防災組織等活動補助事業の継続などにより、地域防災力の要となる各住民会に設置される自主防災組織の活動支援を行います。

高齢者、障がい者などの災害時避難行動要支援者対策については、支援者名簿の更新を行いながら、住民会や自主防災組織において作成された要支援者の個別支援計画に基づき、支援者、要支援者の双方が災害時において確実に行動できる体制づくりの強化を推進します。

## 2 防災意識の啓発（総務課基地調整・危機管理室）

令和5年度に作成した防災ブック等による最新の防災情報の提供のほか、出前講座や十勝岳ジオパーク（防災教育）・自主防災組織と連携した取り組みなどにより、身近な防災活動についての学習や、広報紙による十勝岳の活動状況に関する情報提供など、様々な機会を通じて町民全体の防災意識の醸成を図ります。

十勝岳噴火総合防災訓練については関係機関と協力連携を図りつつ、これまでの経験を生かし、必要な検証と改善を行い、各家庭はもとより地域や職場の参加協力を得ながら防災意識の向上につなげます。

## 3 十勝岳ジオパークと連携した防災の推進（企画商工観光課ジオパーク推進室）

上富良野町、美瑛町、十勝岳火山防災協議会、十勝岳ジオパーク推進協議会の連携を強化することで、十勝岳火山の特性や活動状況についての認識を共有するとともに、住民に対する防災意識の啓発を継続的に行います。

また、災害発生時には学識顧問との連携や、必要に応じて日本ジオパークネットワークの協力を求めるなど、専門的で学術的な分野における連携を図ります。

#### 4 防災機能の整備（総務課基地調整・危機管理室）

防災備蓄品・資機材については円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちづくりをめざします。

#### 5 防災施設の整備促進（総務課基地調整・危機管理室、建設水道課土木建設班）

明治以降、十勝岳は30年ほどの周期で噴火を繰り返し、現在も活動を続けています。被害を最小限にとどめるための防災・減災対策が急務なことから、富良野川の砂防堰堤など火山砂防事業や治山・治水事業の推進のほか、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備について関係機関への要請を強化していきます。

また、「河川整備計画」に基づく普通河川の治水対策として、本年度は3河川において補修工事を実施します。

## 6 交通安全・防犯

### 1 交通安全意識の啓発（町民生活課生活環境班）

交通安全は町民一人ひとりの意識を高めることが何よりも重要であることから、生活安全推進協議会を中心に旭川方面富良野警察署や各関係機関・団体と連携しながら、4期40日の交通安全運動期間をはじめとして家庭や地域での交通安全意識の浸透を図るとともに、学校や地域での交通安全教室、交通安全街頭指導、交通安全キャンペーンなどを通じ、世代や季節に応じた安全確保対策や交通ルール・マナーの習得を促し、交通安全知識や交通安全に対する意識の向上につなげます。

また、「自転車安全利用五則」の啓発を強化し、自転車の安全に利用に対する意識の向上を図ります。

### 2 交通安全施設等の整備（町民生活課生活環境班）

住民会などからの要望を踏まえ、旭川方面富良野警察署を通じて北海道公安委員会に要請していくほか、町内の危険箇所へ状況に応じた注意施設や、訪日外国人旅行者に配慮した補助看板などを設置します。

### 3 防犯意識の啓発（町民生活課生活環境班）

広報紙や防災行政無線、行政ホームページによる犯罪の発生状況などの情報提供を通じて、一人ひとりの防犯意識、自己防衛意識の向上に取り組みます。

### 4 犯罪の未然防止（町民生活課生活環境班）

道内における刑法犯認知件数は増加傾向にあり、富良野署管内では横ばいで推移しているものの、不審者の出没や窃盗、特殊詐欺被害などの事件が後を絶たないことから、生活安全推進協議会の地域安全部員による青色回転灯を用いた防犯パトロール、大型店舗などにおける街頭啓発、地域の自主防犯活動への支援などを実施するとともに、関係機関や地域との連携を強化し、自己防衛意識の向上と犯罪の未然防止につなげます。

## 7 消費者対策

### 1 消費者への啓発等の推進と情報の提供（町民生活課生活環境班）

特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害が後を絶たないことから、広報紙や防災行政無線、行政ホームページでの注意喚起をはじめ、出前講座などによる啓発を通じて、消費生活情報の提供を行い、消費者力の向上と被害防止対策に取り組みます。

### 2 消費生活相談の充実（町民生活課生活環境班）

富良野圏域5市町村で締結した広域的対応に関する協定に基づき共同で運営する富良野市消費生活センターについては、専門相談員のスキルアップを進めるとともに、研修などへの参加を通じ消費者行政を担当する職員の能力向上に取り組み、住民に身近な相談機関としての体制充実を図ります。

令和元年7月から月1回、保健福祉総合センターかみんにおいて開設している出張相談窓口については取り組みを継続し、安心な暮らしの確保につなげます。

## 2 みんなが元気になる健康・福祉のまち

一人ひとりが支え合いながら、健康で、安心して、元気に、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

### 1 保健・医療

#### 1 生活習慣病予防の推進（保健福祉課健康推進班）

本年度から新たな計画期間を迎えた「第3次健康かみふらの21計画」及び「第3期保健事業計画（データヘルス計画）・第4期特定健診等実施計画」に基づき、健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である生活習慣病の発症・重症化予防に重点を置き、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができるようライフコースアプローチの視点で各種健診・保健指導を推進します。

前計画の評価から健康課題として、新型コロナウイルス感染症蔓延による行動制限の影響も考えられますが、メタボリックシンドローム該当者・予備群や肥満者の増加、耐糖能異常者が増加しており、これらを抑制し循環器病（脳血管疾患・虚血性心疾患・心不全）や糖尿病の発症・重症化の予防が図られるよう、健診項目の追加の検討や継続した保健指導を実施していきます。

発症予防として特定健診の受診率70%維持を目標に、受診率の低い地区や年代（40・50歳代）の受診勧奨に努めます。

令和2年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業については、高齢者の健康課題の分析に基づいた生活習慣病の重症化予防とともに生活機能の維持・向上も踏まえた取組みとして、サルコペニア（筋肉量減少）の重症化予防などの保健事業に取り組めます。

#### 2 がん検診の充実（保健福祉課健康推進班）

がん検診は、科学的根拠に基づき死亡を減らすことができると証明されている5種類の検診を実施していますが、ここ数年、受診率は減少傾向にあります。

がんは早期発見・治療が極めて重要なことから、受診しやすい環境づくりを行います。また、個別の受診勧奨や健康増進カレンダー等による周知を行い、職域との連携を徹底し、受診率の向上に取り組んでまいります。

#### 3 母子保健の充実（保健福祉課健康推進班）

次世代を担うすべての子どもたちが健やかに育つための条件づくりの第一歩は、妊娠期からの望ましい生活習慣が基盤になります。

妊婦健診・相談、乳幼児健診、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）、若年者健診（20～30歳代）を通して生活習慣病の発症予防の取り組みを推進していきます。

子育て支援班の新こどもセンター移転に伴い、特定妊婦や養育支援が必要な家庭の支援が切れ目なく提供できるよう、連携体制の再構築に努めます。

北海道社会事業協会富良野病院に対しては、富良野圏域で産婦人科診療体制を維持している唯一の医療機関であることから、圏域の地域センター病院における周産期医療体

制確保対策に対し、町として応分の負担を継続します。

#### 4 歯・口腔の健康づくり（保健福祉課健康推進班）

80歳になっても20本以上自分の歯を保つ「8020（ハチマルニイマル）」をめざし、各ライフステージに応じた虫歯・歯周病予防を推進します。

幼児期において、虫歯のある子が減少していることから、口腔検診と2回のフッ素塗布を引き続き実施し、フッ素塗布習慣の定着を促すとともに、歯磨きや食習慣などの歯科保健指導を継続します。

成人期においては、引き続き歯周疾患検診を30歳と35歳の子育て世代から実施し、口腔ケアの重要性について親子での理解を促し健全な歯の維持に努めます。

#### 5 こころの健康づくり（保健福祉課健康推進班）

こころの健康はいきいきと自分らしく暮らすために身体の健康と並んで重要な要素であることから、「第4次地域福祉計画」（自殺対策計画含む）と協働しながら、こころの病気についての理解を広め、早期に適切な治療に結びつくよう出前講座やこころの健康講座などを通じた学習や普及活動を行うとともに、富良野保健所などの専門機関と連携し相談事業を進めます。

#### 6 感染症の予防（保健福祉課健康推進班）

感染症から町民の生命を守るため、感染症予防の基本となるうがい・手洗い・咳エチケットなどを啓発するとともに、各種予防接種について積極的に勧奨し、発症とまん延防止に努めます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、本年度より65歳以上の方を対象に重症化予防を目的に定期接種になります。接種費用の助成等検討し、医療機関と調整や連携を図りながら実施してまいります。

また、本年度から高齢者の肺炎球菌予防接種の対象者が65歳（年度末年齢）のみとなり、対象年度に接種を受けないと接種費用助成の対象外になるため、個別案内等で周知の徹底を図ってまいります。

#### 7 町立病院の充実（町立病院）

町立病院は町内唯一の有床医療機関であり、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための地域医療の基幹的施設であることから、安定した病院運営に向け、医師や医療・介護スタッフの人員確保はもとより、旭川医科大学、富良野協会病院との病病連携により専門医療の提供を行うとともに、昨年度策定した「病院経営強化プラン」に基づき経営の健全化を努めます。

また、老朽化に伴う施設の改築整備については、本年度、建屋、内装などの建設工事、地中熱設備導入工事を行うほか、医療機器の選定作業等を行い、令和7年2月の完成に向けて計画的に整備を進めます。

#### 8 子ども医療費の無償化（町民生活課総合窓口班）

令和4年度より所得制限を撤廃し、中学生までのすべての子どもについて医療費の無償化を実施し、子育て世帯に対する保護者への負担軽減を図ってきたところですが、今後、高等学校を終了するまで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを対象に実施するよう取り組んでまいります。

## 2 子育て支援

### 1 子育て支援に関する支援の見直し（保健福祉課子育て支援班・こども未来班）

「こども計画」（第3期子ども・子育て支援事業計画、子ども貧困対策計画、子ども・若者計画、次世代育成支援行動計画含む）を策定します。

### 2 子どもの育つ力をのばす環境づくり

（保健福祉課子育て支援班・児童相談支援センター）

児童館の運営を通じて居場所づくりのほか、健全な遊びを通じた生活の安定と能力の発達を促し、子どもたちの健やかな成長につなげます。

また、最適な時期に効果的な指導、療育を提供できるよう、児童相談支援センターにおいて保護者からの相談対応や関係機関との情報連携を図るとともに、発達に課題のある児童へ適切な療育を提供するとともに、就学後についても教育機関と緊密な連携を図り、支援体制を確保します。

### 3 子育てと仕事の両立支援

（保健福祉課子育て支援班・こども未来班、教育振興課社会教育班）

町内の教育・保育施設において延長保育、一時預かり事業を実施するとともに、定期的な運営状況の確認と指導を行い、安心して子育てと仕事を両立できる環境の整備、支援体制の充実を図ります。

放課後事業においては教育委員会と連携し、児童が楽しく安全に過ごせる居場所として「放課後クラブ」「放課後スクール」を引き続き実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業においては、会員の相互援助により子どもの預かりや送迎のほか、病気や緊急時など様々な状況に対応することで、安心して働き続けられる環境を確保します。

### 4 子どもと子育てを支える地域づくり（保健福祉課こども未来班）

子育て支援拠点においては、引き続き子育て家庭やこれから子育てを始める家庭の育児に対する不安や負担の軽減を図るため、各種事業を進めていきます。

また、育児サークルの活動に対し継続して支援を行うとともに、新規サークルを促し、子育て世代におけるネットワークを構築することで、不安なく子育てできる環境づくりを進めます。

### 5 安心して子育てできる環境の整備

（保健福祉課健康推進班・子育て支援班・こども未来班）

こどもセンター内に設置している「子ども・子育て包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」「児童相談支援センター」の各事業により、0歳から18歳までのすべての児童とその家族に対して、切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し、適切な支援につなげます。

また、引き続き父親が集う機会を設け、育児を家族全体で行う意識を高めることで、安心して出産し子育てできる家庭環境を整える取り組みを進めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や母子保健事業を実施する中で、妊娠・出産・育児期の養育に関して積極的な支援を必要とする家庭に対しては、専門職員などが訪問し指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施します。

新こどもセンターにつきましては、子どもたちが健やかに成長し、子どもとその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、相談・療育・支援等を一体的に実施します。

## 6 子どもの貧困対策の推進（保健福祉課子育て支援班）

「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各関係機関・団体との連携・協力により、「教育・保育施設主食費助成」をはじめとした助成事業を継続し、子育て世帯における生活困窮対策を進めます。

# 3 高齢者支援

## 1 高齢者支援に関する指針の見直し（保健福祉課高齢者支援班）

令和6年度を初年度とする「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、本計画期間中の令和7年に「団塊の世代」が75歳以上となることや令和22年に「団塊ジュニア世代」が65歳となることの双方を念頭に置き、これまでの成果や分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を持ち自分らしい生活を送ることができる社会を目指します。

## 2 介護予防の充実（保健福祉課高齢者支援班、地域包括支援センター）

高齢期になってもいつまでも健やかな生活を送るためには、高齢者自身が加齢による生活機能低下を予防し、自立した生活を送ることが重要です。

そのためには、生きがいを持ち、地域活動や就労活動に参加するなど、できる限り要介護状態になることを予防する取り組みを継続し、健康寿命を延伸していく必要があります。そして、高齢者自身が自分の健康は自分で守るという自助の意識のもと、疾病等の早期発見・早期療養をすすめることが求められます。

このため、介護予防と健康づくりの総合的な推進に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援の充実に取り組みます。

## 3 地域支援体制の充実（保健福祉課高齢者支援班、地域包括支援センター、町立病院）

高齢者の地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの機能強化に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの発展の基点となる地域ケア会議の充実に努めます。

さらに、高齢者本人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、地域における支え合いの体制づくりを進めるとともに、認知症施策推進大綱を踏まえた取り組みの推進や、住環境の整備、防災・防犯対策の充実を図ることで、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に加え、認知症などにより介護を必要とする高齢者も増加している実態から、誰もが不安なく、安全に生活できるよう地域包括支援センターを中心に関係機関と地域住民が一体となり、地域全体で見守り支え合うネットワークの充実を進めるほか、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化と推進を図ります。

権利擁護センターでは、成年後見制度の普及啓発、相談支援、申し立てなどの手続きに関する支援を行い、地域ケア支援を図ります。

また、介護保険などの公的サービスでは対象とならない、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとに対する支援が求められていることから、社会福祉協議会との連携

により、生活支援コーディネーターによる相談窓口の一本化を図るとともに、生活支援体制整備事業協議体により、ニーズの把握と適切な「生活支援」につなげる体制の強化を図ります。認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業については町立病院との連携を強化し、迅速で適切なサービス提供につなげます。

#### 4 介護保険サービスの充実（保健福祉課高齢者支援班、ラベンダーハイツ）

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公的な介護予防・介護サービスの基盤を整備することはもとより、介護人材の確保や介護現場における業務の効率化に向けた取り組みの強化が必要です。

さらに、近年の災害の発生や感染症の流行下においては、各種支援・サービスの機能維持に努めることがより重要です。

このため、サービスを必要としている方に必要なサービスを提供できるよう、介護サービスの利用支援や、介護保険制度の適正な運営、効率的な介護給付の推進に取り組むとともに、サービス基盤、人的基盤の整備に努めます。

ラベンダーハイツについては、介護サービス提供の根幹となる介護士等専門職の確保に努めるとともに、人材の育成を図り職員の体制整備を進めます。

感染症対策や事故防止、権利擁護に努め、安心安全で利用者ニーズに即した信頼されるサービスの提供を行います。

また、効率的な運営による経営の健全化に努めるとともに、老朽化する施設及び設備の適切な維持改善を図りながら、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していくための心の拠り所、地域の高齢者福祉の拠点施設として地域の皆様に信頼される施設運営を進めます。

## 4 障がい者支援

### 1 障がい者支援に関する指針の見直し（保健福祉課福祉対策班）

近年、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、精神疾患患者の増加により、障がい者施策のニーズは多様化しています。

障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに支えあい、明るく、豊かに、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、「第3期上富良野町障がい者計画」・「第7期上富良野町障がい福祉計画」・「第2期上富良野町障がい児福祉計画」を一体的に推進します。

### 2 広報・啓発活動の推進（保健福祉課福祉対策班）

障がいのある人もない人も、互いを尊重しあい、地域でいきいきと暮らせる共生社会の実現をめざして、障がい者と地域住民、高齢者、児童などが交流し、理解を深めるためのふれあい事業への支援をはじめ、関係機関・団体・事業者と連携しながら、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

### 3 就労・雇用の促進（保健福祉課福祉対策班）

一般就労をめざす障がい者の一般社会への適応訓練を行う就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所の利用を支援します。また、一般就労が困難な障がい者の生活の安定と労働意欲の助長に向け、就労継続支援A・B型事

業所を福祉的就労の中心として利用を促進することにより、障がい者の経済的安定、閉じこもりの解消を図ります。

#### 4 保健・医療の充実（保健福祉課福祉対策班）

保健・医療・福祉部門の連携強化のもと、障がいの早期発見、早期治療、療育支援を推進します。

安心して医療が受けられるよう特定疾患治療や人工透析における通院交通費の補助を継続するとともに、身体の障がいを軽減するために必要な更生（育成）医療や精神障がいにかかる通院医療についての情報提供、相談体制の充実に取り組みます。

#### 5 生活支援の充実（保健福祉課福祉対策班）

個々の多様なニーズに対応できるよう相談支援体制の充実を図るほか、障がい者の虐待防止や権利擁護に関する取り組みを推進します。第4次地域福祉計画に位置づけられた成年後見制度利用促進計画に基づき、障がい者や認知症高齢者等の判断力が不十分な人に代わって財産の管理や意思決定を補助する「成年後見制度」の活用を社会福祉協議会と連携して支援し、地域で安心して生活できるよう体制の充実に向け取り組みを進めます。

また、スポーツ教室や作品展などの開催を通じ、障がい者の健康増進、スポーツ・文化活動へのかかわりを促す機会の充実に取り組みます。

#### 6 障がい福祉サービスの提供（保健福祉課福祉対策班）

障がい者が地域において自立した生活ができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど各種サービスの提供体制の充実を促します。特に、住み慣れた地域での生活を継続するために、障がい福祉サービス事業所の誘致など、今後も利用者数の動向やニーズを把握し各事業所への情報提供などの取り組みを進めます。また、広域連携のもと、相談の支援や手話通訳者などの派遣、日中一時支援をはじめとする地域生活支援事業を実施します。

#### 7 子どもの療育支援（保健福祉課こども未来班）

発達支援センターにおいては、療育体制を確保しながら、障がいの有無にかかわらず、発達の遅れが気になる子どもに対し、子どもの日常生活における適応力をつけるため、その状況に応じた指導を早期から行うことで、子育ての不安感や負担感が軽減されるようサポートするとともに、早期療育の機会確保を図るため、令和6年度からは3歳未満児の児童発達通所利用者負担額を無料とし、経済的な負担軽減を図ります。

また、保護者や関係機関との情報共有を図りながら、個別支援計画に基づいた効果的な指導のほか、それぞれの家庭に応じた家族支援や同伴児支援を行います。

## 5 地域福祉

#### 1 分野横断的に取り組む体制の整備（保健福祉課福祉対策班）

関係機関、団体、事業所などと連携し、地域の中で互いに見守り、支え合う活動を推進します。また、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童の福祉に共通する課題については、第4次地域福祉計画に基づき、関係機関や団体とともに多様な課題に対応できる包括的な相談支援体制の整備に取り組みます。

保健福祉総合センターは、完成から19年が経過し、健康増進や地域福祉活動の拠点施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理に努めるとともに、計画的な改修を実施し、安心して利用できる環境づくりを行います。

## 2 支え合う意識の醸成と人づくり（保健福祉課福祉対策班）

広報啓発活動などを通じて、自分たちが暮らす地域や福祉への理解を深めるとともに、支え合い、助け合う意識の醸成に取り組みます。また、これからの地域共生社会の担い手づくりに向け、児童生徒や一般の方を対象に、福祉体験学習機会の提供などを通じて福祉教育を推進します。

## 3 地域福祉活動団体等の育成・支援（保健福祉課福祉対策班）

社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動状況のほか、ボランティアを必要とする方と支援する方双方のニーズを把握し、研修会や交流会などを通じたボランティアコーディネーターの資質向上、既存の活動の活性化を促すとともに、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとに対する「生活支援」を担う人材の発掘・養成を進め、ボランティアセンターを核としてサポートを実施する体制を整備します。

また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員と連携し、地域全体での支え合いによる福祉の向上を進めます。

## 4 自殺予防の推進（保健福祉課福祉対策班）

「第4次地域福祉計画」に位置づけられている「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、富良野保健所と連携し、専門家による相談事業を実施します。

また、庁内の関係部署と連携した自殺対策庁内ネットワーク会議のほか、精神保健に関する研修会などを開催し、ゲートキーパーの育成を進めます。

## 5 生活困窮者への支援（保健福祉課福祉対策班）

核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化などを背景に、就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員や関係機関などの協力を得ながら、援護を必要とする世帯の実態把握を行い、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知と利用に関する助言、指導を通じ、一人も取り残すことがないよう必要な支援につなげます。

## 6 立ち直りに向けた支援（保健福祉課福祉対策班）

犯罪を起こした人やその家族に対して、犯罪や非行履歴が広められるプライバシー侵害や、根強い偏見・差別意識によって就職や住居確保が阻害されることが、依然として起こっています。犯罪等をした人やその家族に対する不当な差別や偏見は人権侵害であることを、地域社会も認識していく必要があり、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、犯罪をした人が、地域社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ります。

## 6 国民健康保険・国民年金等

### 1 国民健康保険制度の健全運営（町民生活課総合窓口班）

国民健康保険事業については、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、引き続き生活習慣病予防に重点を置いた特定健診と保健指導により医療費の抑制を図るほか、共同保険者である北海道と道内市町村とともに安定的な財政運営を図るとともに、国民健康保険財政調整基金を活用した安定した事業運営を行います。

### 2 国民年金制度の周知徹底（町民生活課総合窓口班）

国民年金制度は将来の安定した生活につながるものであることから、制度の意義や役割等が十分に伝わるよう、広報・啓発などを通じて国民年金制度に対する理解を深めるとともに、加入と納付を促し、年金受給権の確保を図ります。

### 3 活力と交流あふれる産業のまち

特色ある農業を中心に、商工業など各産業間の連携を図りつつ、活力とにぎわい、魅力あふれるまちづくりを進めます。

## 1 農林業

### 1 農業・農村を担う人材の育成（農業振興課農業振興班）

新たに策定した「第9次農業振興計画」に基づき、農業後継者はもとより多様な人材が就農でき、中心的担い手が活躍できる環境整備を図るとともに、本町の基幹産業として、農業、農村への理解を深める取り組みに努めます。

また、地域おこし協力隊制度、各種就農支援制度の活用促進、キャリア教育の充実や高度で専門的な研修・教育を推進するとともに、新規就農者が円滑に就農できるよう地域における受け入れ環境の向上を図ります。

### 2 農業生産基盤の充実（農業振興課農業振興班）

農業農村基盤整備については、農業の生産性向上を図るため、東中地区の着実な完了と新たに富原・島津地区の整備に着手するとともに、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期の完成に向けて関係機関に対し要望を行います。

また、日の出地区で実施している自然災害時における農地の保全と地域住民の安全確保のための農村地域防災減災事業の排水路整備について早期の事業完了に向けた要望を行います。

### 3 農業生産の省力化・高品質化等の促進（農業振興課農業振興班）

ラベンダー・ホップ・メロン・青シソなどの特産農作物においては農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応として、就農をめざす地域おこし協力隊を継続して採用し、農業生産の維持、拡大につなげます。

また、多様な営農類型を支援するため、高収益の園芸作物への町の独自施策においても付加価値向上が図れるよう継続を行います。

水田畑作においては、農業DX活用に向けた取り組みやスマート農業をはじめとする新技術の導入の支援を行うとともに国の米政策に対し、農業再生協議会と連携し、安定生産、高品質化等の取り組みを推進し、転作田における畑地化定着の取り組みを進めてまいります。

### 4 畜産の振興（農業振興課農業振興班）

畜産環境整備については、富良野広域連合公共串内牧場における基盤整備事業完了により草地、哺育・育成施設の稼働が開始したため、畜産経営者の労働負担軽減、生産の効率化を図るとともに、関係機関と連携し利用拡大を進めます。

また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて施設や機械の整備などの支援等により、畜産経営の安定化を進めます。

## 5 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進（農業振興課農業振興班）

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境と調和した持続的な農業を推進します。

## 6 農畜産物の消費の拡大（農業振興課農業振興班）

「食」による地域の魅力づくりについては、町内飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われており、農業者による6次産業化の取り組みも広がりを見せています。

今後も地域ブランドとして新たな商品開発をめざす事業者に対して、設備投資やノウハウの習得など各種の支援を進めるほか、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催等、農・商・工の産業連携によるまちの魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ります。

学校給食での利用や秋の収穫祭をはじめとするイベントや店舗での販売、PR推進などにより、町民が地元農産物にふれる機会を拡大し、その品質の高さについて理解を深める地産地消の取り組みを推進します。

## 7 都市・農村交流と6次産業化の促進（農業振興課農業振興班）

子どもたちの農業体験学習や「自然環境」などに関する教育の場を積極的に提供するとともに、美しい景観や新鮮な地元農畜産物など、農村の魅力を最大限活かしたグリーン・ツーリズムを推進し、都市部と農村の交流を促進します。

農業者が主体となって町や農業団体、商工業者と連携しながら進める6次産業化の取り組みを推進し、農業者に対する起業化への意欲を喚起するとともに、地域内外の関係機関や団体などと連携のもと、地域ぐるみで6次産業化、農商工の産業間連携に向けた推進体制の整備を推進します。

## 8 計画的な森林整備の促進（農業振興課農業振興班）

町内民有林の約7割が人工林であり、そのうち約8割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ多面的な機能は私たちの生活と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林の今後の森林経営に必要な整備の支援と高齢化が進む林業従事者に対する、担い手確保の対策を進めます。

## 9 有害鳥獣対策の強化（農業振興課農業振興班）

有害鳥獣による農業被害対策については、近年、エゾシカ等の個体数が急激に増加していることを踏まえ、引き続き猟友会、集落協議会の協力体制の強化を図りながら、国や北海道の支援制度を活用した捕獲機材、電牧柵設置などの駆除対策を継続するとともに、狩猟免許取得費用の助成、新規従事者講習会の実施など、駆除の担い手育成対策を合わせて行い、被害軽減対策を進めます。

# 2 商工業

## 1 商工会の運営支援（企画商工観光課商工観光班）

長引くコロナ禍で深刻な影響を受けた経済活動の回復と更なる活性化を図る上で国や道と連携し、中長期的に足腰の強い経済基盤の再構築を進め、とりわけ役割の非常に

大きい商工会を中心とした振興策を実行するとともに商工会活動の安定的な運営を引き続き支援します。

## 2 商工業経営の安定化・活性化の支援（企画商工観光課商工観光班）

本年度は「第3次商工業振興計画」の初年度を迎えることから、コロナ禍からの回復を含め、既存事業者の経営の持続化や新たな担い手による新事業の展開、また、地域で作られた商品の高付加価値化やキャッシュレス決済の拡充による町内消費の喚起、さらに町外購買力の取り込みと併せて後継者不足等の諸課題への対応に向けた取り組みを進めてまいります。

## 3 商工業を担う人材の育成（企画商工観光課商工観光班）

将来の町の産業を担う若手後継者や従業者の能力や意欲の向上、異業種間の交流の場として人材育成事業を引き続き実施するとともに、若者や地域おこし協力隊を含めた移住者が活躍できるよう国や道の制度活用とあわせて支援できる仕組みづくりを進め、持続的な経済振興と地域活力の増進を図ります。

## 4 優良企業の誘致（企画商工観光課商工観光班）

地元雇用機会の確保、拡大に資する企業の立地、既存企業の事業拡大につなげるため、「企業振興措置条例」や国が行う中小企業振興策を基本に助成・優遇措置を講じます。また、誘致企業への支援はもとより、トップセールスによる新たな企業の誘致に努めます。

## 5 地域ブランド開発への取り組み（企画商工観光課商工観光班）

地元農畜産物を活用したメニューの提供や商品開発など、「食」のブランド形成に向け、特産品の開発や販路拡大、付加価値を押し上げるための包括的な取り組み、支援を進めます。また、地域の「食」ブランドを発信するイベントへの出展やふるさと納税制度を積極的に活用することで地域全体の盛り上がりにつなげます。

# 3 観光・交流

## 1 観光協会の運営支援（企画商工観光課商工観光班）

コロナ禍で重大な影響を受けた観光入込の回復を喫緊の課題として取り組み、やや回復の兆しを見せるインバウンド需要の喚起と掘り起こしを進め、併せて観光客による農地の立ち入りや路上駐車等の解消に努めます。

さらに観光振興の重要かつ中心的な担い手である観光協会の維持や発展に向けた連携と支援を進めます。

## 2 観光・交流資源の充実（企画商工観光課商工観光班）

上富良野の豊かな四季の恵みを活かせるよう、まるごとビアガーデンなどの産業イベントの活性化やラベンダーフェスタかみふらのなどの四季彩イベントにより更に町内の活力増進と町外からの誘客促進に繋がるよう実施してまいります。

また、本年度は「第3次観光振興計画」の初年度を迎えることから、ウイズコロナ時代の新たなコンテンツ開発や観光需要の開拓、さらに入込客の属性や需要が多様化する中でかつての賑わいを取り戻し地域に大きな活力をもたらすよう、持続的な発展が可能な仕組みづくりを目指し次期計画の策定に取り組めます。

### 3 新たな魅力づくりへの取り組み（企画商工観光課商工観光班）

ロケツーリズムなど観光誘客の増進や町PRの促進に繋げる取り組みや、地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度等を活用し多様な施策・課題に対応する新たな人材の確保・育成を引き続き進めます。

また、三浦綾子記念文学館、映画製作者と連携し、上富良野を舞台とした小説『泥流地帯』初となる実写映画化の実現に向け取り組んでまいります。

### 4 観光・交流を担う人材の育成（企画商工観光課商工観光班）

ホスピタリティを向上させるための研修会の開催のほか、ガイドの養成など観光を担う人材の育成を図り、来訪者にとって満足度の高い観光地づくりを進めるとともに、自然環境や歴史、文化など地域の資源を活用した「地域観光」の普及・理解に向け、積極的な情報発信を行います。

### 5 タウンプロモーション活動の推進（企画商工観光課商工観光班・企画政策班）

関係団体と連携し、道内外の観光物産イベントはもとより、首都圏でのプロモーション活動を積極的に展開し、地域の魅力発信による誘客拡大を図ります。

### 6 外国人にやさしい観光地づくり（企画商工観光課商工観光班）

やや回復の兆しを見せるインバウンド需要を見据え、情報発信の継続を観光協会や広域観光団体と連携して行い、地域内の受け入れ環境としてインフォメーション機能や多言語標記の再点検などの取り組みを進めます。

### 7 広域観光体制の充実（企画商工観光課商工観光班）

それぞれの自治体が持つ個性や魅力を生かし、圏域全体としてのアピール力、集客力を高めるため、富良野・美瑛広域観光推進協議会をはじめとした広域観光の充実を進め、関係市町村、機関、団体と連携した取り組みを強化します。

### 8 十勝岳ジオパークの推進

#### （企画商工観光課ジオパーク推進室・教育振興課社会教育班）

ジオパークの仕組みを利用した地域のさらなる活性化のため、ジオツーリズムの推進、ジオパークブランドを利用した商品開発などを進めます。

また、優れた景観の保全や、学校教育・社会教育の推進、地域資源の開拓のための調査・研究活動を進めます。

拠点施設である上富良野町郷土館の展示を逐次改善し、十勝岳ジオパークの普及と地域の魅力の再発見に貢献できるよう取り組みます。

## 4 雇用対策

### 1 地元雇用を促進するための支援（企画商工観光課商工観光班）

ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供による雇用促進に努めるほか、企業振興事業の継続した取り組みや北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援、また、町の奨学金返還助成制度の広報によって、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう推進してまいります。

## 4 未来を拓く人を育む教育・文化のまち

未来を拓く創造性豊かで心身ともにたくましい人材の育成を進めるとともに、生涯にわたって自ら学び、活動し、生きがいと感動に満ちた暮らしを送れるまちづくりを進めます。

### 1 学校教育

#### 1 生きて働く学力の育成（教育振興課学校教育班）

小中学校を通した9年間の中で、新学習指導要領に掲げる主体的、対話的で深い学びを実現し、子どもたちが将来必要となる資質や能力を身に付けさせるとともに、社会の変化に対応する教育を推進します。

また、特別支援教育やキャリア教育、国際理解教育を推進し、社会的な自立と共生の力を育みます。

GIGAスクール構想の充実に向け、児童生徒1人1台へ配備したタブレットの更なる有効活用を図るため、持ち帰りを推進するとともに、家庭学習での活用拡大を進めます。

#### 2 豊かな心の育成（教育振興課学校教育班・社会教育班）

多様な価値観を認め合い、他者と対話し協働するために必要な資質や能力を育成するため、道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、思いやりの心や美しいものに感動する心を育むとともに、スクールカウンセラーを中心として、就学前から学童期、思春期の子どもたちの健やかな心の育ちを切れ目なくサポートする体制の充実を図ります。不登校支援については、教育支援センターの効果的な運用を図り、学びの場の確保、包括的な教育相談体制の整備の構築を図るとともに、学校と連携した不登校の予防的アプローチに取り組みます。

教育支援センター運営にあたっては、子どもとその家族を包括的に支援する居場所づくりを進めます。

また、総合学習の時間などにおいて自分たちが住んでいる地域の地形や地質、成り立ちなどを知るジオパーク学習を進め、ふるさとへの愛着を育む取り組みから、自己肯定感、自己有用感の向上を目指します。

#### 3 健やかな体の育成（教育振興課学校教育班）

学校保健活動や保健体育の授業を通じて健康教育の充実を図るとともに、体力・運動能力調査を活用し、子どもたちの体力、運動能力の増進を図ります。また、給食指導を通じて食に関する正しい知識の習得と地場産農産物を活用した食育を推進するほか、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）との連携により健康教育の充実に取り組みます。

近年の熱中症や感染症予防に向けて、学校の環境を整備することと合わせながら、自らの健康を守る意識を育て、健康管理の徹底を図ります。

#### 4 学びを支える家庭・地域づくり（教育振興課学校教育班・社会教育班）

学校はもとより、家庭や地域社会の教育力の向上に向けて、基本的な生活習慣の形成

など、すべての基礎となる家庭教育の支援に取り組むとともに、地域と一体となって子どもたちを育む環境づくりを進めます。

また、すべての小中学校に導入したコミュニティ・スクールのメリットを生かした学校運営が着実に進むよう、地域と学校が協力しやすい環境づくりに取り組みます。

部活動の地域移行に関して、部活動の実態や課題について意見交流を進めるとともに、移行に向けた体制整備やスケジュールリング等を検討・協議していきます。

## 5 学びを高める信頼される学校づくり（教育振興課学校教育班）

「社会に開かれた教育課程」を理念に、教員の資質と能力向上、教育環境の充実、学校段階間の連携や学校運営の改善を進め、教育の質の向上を図ります。

また、子どもたちの安全・安心確保はもとより、自分の身は自分で守る安全教育を充実させるとともに、全小中学校に導入した校務支援システムを活用し業務の効率化を図るなど、学校における働き方改革により教職員の健康管理と業務改善を進めます。

本年度は、上富良野中学校及び上富良野西小学校の空調設備設置工事を進めるほか、上富良野小学校の空調設備設置に向けた調整を図りながら、児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう施設整備を進めます。

少子化の進行により将来の教育環境のあり方を検討するとともに、学校や給食センターなどの施設についても今後の方向性を検討していきます。

## 6 高等学校存続に向けた取り組み（教育振興課学校教育班）

地域から高校がなくなることによる影響、地域活動への参画状況、地域からの期待などを踏まえ、上富良野高等学校の存続に向けて町全体での総合的な支援を進めます。引き続き就学支援金や入学準備金などの助成、給食の提供、特色ある教育活動に対する助成、地域探究活動の取り組みなどを通じて、魅力ある高校づくりをサポートします。

# 2 社会教育

## 1 家庭と地域の教育力の向上促進（教育振興課社会教育班）

家庭において子どもたちの人格形成に必要な基本的な生活習慣と調和のとれた心身を育むことが教育の原点であることから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「生活リズムチェックシート」の活用などを通じて、食事や睡眠などの大切さへの理解を促すほか、親子の絆を深めることで健やかな子育てができるよう、家庭教育学級などの多様な学習機会や子育てサークルなどへの情報提供に努めるとともに、本の読み聞かせや芸術鑑賞など、情操を豊かにする取り組みについて地域の教育力も活用しながら充実を図ります。

放課後事業においては保護者や学校、地域などの理解と協力を得ながら、児童の安全・安心な居場所として「放課後クラブ」「放課後スクール」の内容充実に取り組み、子どもたちを健全に守り育てる事業として推進します。

## 2 青少年の健全育成に向けた取り組み（教育振興課社会教育班）

次代を担う青少年のスポーツ・文化活動推進のため、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的な活動を尊重し、継続して支援、協力を行うほか、子ども会事業と連携したジュニアリーダーの育成、なかよしサミット等を通じて自立意識や仲間意識、リーダー意識を育てる取り組みを進めます。また、青少年健全育成をすすめる

会、子ども会育成協議会、学校支援ボランティアなどの教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを町民総ぐるみで推進します。

青少年期における海外での生活を通じた異文化・言語体験により、グローバルに活躍できる人材を育成することを目的に、中高校生を対象とした海外派遣事業を実施します。

小・中接続事業として、中学校に進学する6年生を対象に生活習慣の確立、人間関係形成力の育成につながるような体験活動を通して、同じ中学校に進学する他校の子ども達と係る機会を設け、中学校進学への不安を和らげ、進学に対する期待を持つ機会となるよう中1ギャップ対応事業を実施します。

### 3 魅力ある講座・教室等の企画・開催（教育振興課社会教育班）

マイプラン・マイスタディ講座など町民の自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設をはじめ、女性学級により幅広い年齢層に対し多方面にわたる学習機会の提供に取り組むほか、いしずえ大学を通じて高齢者の学びと生きがいづくりを推進します。

### 4 学習関連施設の適正管理（教育振興課社会教育班）

社会教育総合センターや公民館、セントラルプラザなどの学習関連施設について、学習施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理に努めるとともに、計画的な改修を実施し、安心して利用できる環境整備を行います。

### 5 図書館の充実と読書活動の促進（教育振興課社会教育班）

専門職員の図書館司書を配置し各世代が読書に親しめる環境として、レファレンスや一般書の整備拡充を図ります。「第4次子ども読書推進計画（令和6年度～10年度）」に基づき児童書の蔵書充実や、図書館まつりの開催などを通じて利用促進に取り組みます。

さらに、夏・冬休み期間中の月曜日の臨時開館、読書スタンプ帳の発行、図書館での読み聞かせ会の実施、移動図書活動を通じて子どもたちが本にふれる機会の拡大を図るとともに、親子で読書の楽しみにふれるきっかけづくりとして、7カ月児を対象に保護者が選んだ絵本を贈る「すくすく絵本（はじめての読書推進事業）」を実施するほか、「子育て支援・家庭教育コーナー」の関係図書充実を図り、子育て支援と家庭の教育力向上の取り組みを進めます。

また、ボランティア団体による読み聞かせやスキルアップのための研修会開催などに対する支援のほか、学校図書館に図書館司書等を派遣し、学校における読書環境の充実を進めます。

図書館に足を運んでいただけるきっかけとなるよう、子育て世代向けのイベントや事業を実施し、気軽に利用できる図書館づくりに努めます。

ジオパーク関連の書籍を集めた「ジオ図書コーナー」についても様々な年代の興味を引くよう蔵書の充実を図ります。

## 3 スポーツ

### 1 スポーツ団体・指導者の育成（教育振興課社会教育班）

町民の自主的なスポーツ活動の一層の活性化を促すため、スポーツ協会やスポーツ少

年団の支援を進めるとともに、町民の多様なニーズに応えるため、スポーツ推進委員などスポーツ活動指導者の育成、確保に取り組みます。

## 2 スポーツ活動の普及促進（教育振興課社会教育班）

それぞれの体力や年齢に応じた体力増進、多様なスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ推進委員やスポーツ団体との協力により各種スポーツ大会を開催するほか、地域や関係団体と連携を図りながら、スポーツの普及に向けた教室や競技力向上のための指導者講習会を実施するとともに、各団体の自主的な活動を支援します。

また、冬季スポーツの推進を図るため、令和4年度から実施しております町内の小中高校生のパークゴルフ場とスキー場リフト使用料の無料化を継続します。

## 3 スポーツ施設の適正管理（教育振興課社会教育班）

社会教育総合センターやB&G海洋センター、運動公園、島津公園野球場などについて、スポーツ施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理に努めます。パークゴルフ場は、令和5年度から実施しております芝生の改良整備を継続して実施します。

# 4 文化芸術

## 1 文化団体・指導者の育成（教育振興課社会教育班）

町民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を促すため、文化連盟をはじめとする各種文化団体の育成、支援を進めるとともに、町民の多様なニーズに応えられるよう、文化芸術活動の指導者の育成、確保に取り組みます。

## 2 文化芸術にふれ、活動する機会の充実（教育振興課社会教育班）

幼児、小学生を対象とした芸術鑑賞会の開催、文化団体や愛好者が主体的に企画、実施する自主企画芸術鑑賞事業や文化教室への支援を通じて、優れた芸術、芸能、文化にふれる機会を提供するほか、総合文化祭の開催、富良野地区文化団体交流会への参加支援などにより地域文化の継承と発展、一人ひとりの心豊かな生活の実現をめざします。

## 3 文化財の保存・活用（教育振興課社会教育班）

郷土館事業としてホームページにおける収蔵資料に関する情報提供、郷土の歴史を探访する研修会の開催、総合文化祭における「郷土館特別展」などを実施し、郷土館を訪れる、郷土に触れる機会の充実を図ります。

また、十勝岳ジオパークの拠点施設の側面もあることから、十勝岳ジオパーク推進協議会とも連携して社会教育に役立てるなど、郷土の魅力を発信していきます。

## 5 発展を支える生活基盤が整ったまち

町全体の一体的、持続的な発展を支える、快適で安全・安心な生活基盤の整備を進めます。

### 1 土地利用

#### 1 適正な土地利用の促進（企画商工観光課企画政策班）

「国土利用計画法」や「北海道水資源の保全に関する条例」など土地利用に関する法令、手続きの周知に努め、適正な土地取引・利用を促します。

### 2 道路・公共交通

#### 1 国道・道道の整備促進（建設水道課土木建設班、企画商工観光課企画政策班）

国道、道道は地域間の産業振興や観光事業における主要な幹線道路であることから、安全性や利便性をはじめ景観など地域特性に配慮した整備を関係機関に引き続き要請します。北海道によりラベンダーの植え替えなどが行われている通称ラベンダーロード部分についても整備継続を働き掛け、美観改善を図ります。

地域高規格道路である旭川十勝道路については、旭川十勝道路整備促進期成会とともに、整備促進に向けて関係機関に要請します。

また、上富良野区間とICの設置個所について旭川開発建設部と協議を進めます。

#### 2 町道の整備と適正管理（建設水道課土木建設班）

国道や道道を補完する町道は、町内地域間の移動や日常生活に欠かすことのできない生活の基盤であることから、長期的な展望のもと「道路等整備計画」の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めます。本年度は改良舗装1路線及び1路線の歩道整備を実施するとともに、適正な維持管理を行い、利便性の向上と安全の確保に取り組みます。

#### 3 橋梁の長寿命化（建設水道課土木建設班）

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した橋梁の修繕等を実施し、長寿命化を図り、本年度は112橋について修繕計画の見直しを行うほか、修繕工事4橋を実施します。

#### 4 冬道の安全確保に向けた取り組み（建設水道課土木建設班）

積雪状況に応じた効率的かつ安全な除排雪や、冬期における交差点やカーブ等の滑り止め対策など、冬道の安全確保を図ります。

#### 5 JR富良野線の維持・存続に向けた取り組み（企画商工観光課企画政策班）

JR北海道とJR富良野線の沿線5市町で組織するJR富良野線連絡会議における協調体制のもと、利用促進を核とした路線存続に取り組みます。

## 6 地域内公共交通の維持・充実（総務課財政管理班、企画商工観光課商工観光班）

町営バス十勝岳線については、町の主要観光地である十勝岳エリアへの公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、利便性の向上と安全運行に取り組むとともに、利用者の利便性の向上、登山シーズンにおける十勝岳温泉駐車場の混雑解消の一助として、山加停留所で折り返している第1便を6月から9月までの土・日・祝祭日、十勝岳温泉まで延長して運行します。

予約型乗合タクシー事業については、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段の安定的な確保、そして農村部のコミュニティ及び交通手段の維持を図るため、利用料金を200円一律にし、引き続き利用者が安心して利用できるよう安心・安全な運行に努めます。

## 3 情報化

### 1 さらなる情報化の推進（総務課総務班・財政管理班）

高速情報通信環境が町内全域において整ったことから、インターネットサービス提供会社との連携を図りつつ、良好な情報通信環境を確保・提供するとともに、町民生活に役立つ新たな情報サービスの提供について調査研究を進めます。

また、町民の利便性向上に向けて電子申請などの利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線LANアクセスポイントの増設などにより、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ります。

町の行政ホームページなどインターネットを活用した情報提供については、町民生活に定着するよう内容の充実に取り組むとともに、町外への情報発信手段として適切、有効な活用を図ります。

### 2 情報セキュリティ対策の強化（総務課総務班）

情報システムを取り巻く様々な脅威は日々変化しています。また、扱う情報も多岐にわたり、それらの情報資産に応じた保護対策が求められているなかにおいて、今後更に自治体DXとして、業務・情報のデジタル化が求められており、それらに適切に対応するため、随時関連情報を収集するとともに、人的・物理的・技術的情報セキュリティ対策を強化します。

## 4 住環境整備

### 1 住宅施策に関する指針の見直し（町民生活課生活環境班）

国は、令和の新たな時代における住宅施策の指針として、「住生活基本計画」（計画期間：令和2年度～令和11年度）を策定し、新たな日常に対応した、二地域居住等の住まいの多様化・柔軟化の推進、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策としての長期優良住宅、ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及や住宅の省エネ基準の義務付けなど規制強化が示されました。多様化するニーズに対応した住宅施策を関係行政機関と連携し、総合的、計画的に進め、快適で安全安心な住環境を確保して一人ひとり

が真に豊かさを実感できる住生活の実現に向けて取り組みます。

## 2 空き家・空き地の実態把握（建設水道課建築施設班）

空き家・空き地に関する実態調査や空き家相談窓口へ寄せられた情報などから、常に最新の情報を把握するとともに、それらの情報を利用した所有者、管理者などへの指導や助言により適正な管理を促します。

## 3 空き家・空き地の有効活用と発生抑制（建設水道課建築施設班）

住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるような改修や、地域環境に影響を及ぼしている空き家の解体の促進を図るため、昨年度創設した「住宅改修費補助制度」を引き続き実施してまいります。

## 4 町営住宅の整備（町民生活課生活環境班）

令和2年度に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、少子高齢化が進む中、将来的な人口・世帯に見合った公営住宅入居需要を見据え、適正な町営住宅戸数の供給と管理に努めるとともに、既存の住宅を適切に維持・管理していくため、予防保全的な修繕を進め、良好・良質な住居環境の整備に努め、計画的かつ適切な維持管理を進めてまいります。

本年度は、泉町南団地外構工事と西町団地の屋根塗装工事を実施します。

## 5 移住の促進に向けた取り組み（企画商工観光課企画政策班）

民間賃貸住宅等を活用した中・長期滞在向けのシーズステイ住宅の提供を継続するほか、短期の移住体験住宅としての利用についても検討してまいります。

また、空き家・空き地情報バンクの活用を促進し、町外の移住検討者に向けて情報提供を行います。

移住に関するワンストップ窓口を継続し、ホームページやSNSで情報提供を行い、「行ってみたい」「住んでみたい」と思えるよう、内容の充実に努めます。

## 6 ともに生き、ともにつくるまち

すべての人が尊重され、ともに支え合い、ともに生き、ともに活躍するまちづくりを進めます。

### 1 人権尊重・男女共同参画

#### 1 人権教育・啓発の推進（保健福祉課福祉対策班）

人権擁護委員による未就学児や小中高生を対象とした人権教室などの開催をはじめ、様々な機会を通じて啓発活動を行い、差別や偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会づくりに向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図ります。

#### 2 人権相談の充実（保健福祉課福祉対策班）

人権擁護委員と連携し、6月1日の人権擁護委員の日、12月4日から10日までの人権週間に合わせ、広報紙を通じて人権尊重の大切さを呼び掛けるとともに、6月と12月に「特設人権心配ごと相談所」を開設し、ハラスメント、家族関係、学校でのいじめや体罰問題などあらゆる相談に無料で応じ、相談体制の充実を図ります。

#### 3 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

##### （町民生活課自治推進班、保健福祉課子育て支援班、教育振興課社会教育班）

男女共同参画を促進するため、町の審議会などに女性を積極的に登用するほか、地域や団体に女性の役員登用について働きかけていくとともに、女性連絡協議会の活動に対する支援を行います。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、多様で柔軟な働き方へのニーズに対応できる環境を整えます。

### 2 コミュニティ

#### 1 コミュニティ意識の啓発（町民生活課自治推進班）

地域コミュニティが果たす役割は、子育てや高齢者の生活支援、災害時の要援護者支援などの生活上の課題への対応において、非常に重要なことから、町内会加入促進チラシの配布などを通じて「つながる意識」の醸成を図ります。

#### 2 コミュニティ活動の活性化支援（町民生活課自治推進班）

住民会の自主的な活動を支援するために、住民自治活動推進交付金を交付するほか、地域コミュニティ活性化会議を開催し地域の連帯感強化と活性化、「参加する意識」の浸透を促します。また、協働のまちづくり推進補助金により、住民会や町内会などが実施する自主的なコミュニティ活動を支援します。

#### 3 コミュニティ活動拠点の充実支援（町民生活課自治推進班）

コミュニティ活動の活発化に向け、地域の集会施設が適正に運営されるよう整備や支援を行います。

### 3 地域間交流

#### 1 三重県津市との交流の推進（町民生活課自治推進班、教育振興課学校教育班）

友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、訪問交流や友好都市パネル展の開催などの交流事業を推進するとともに、民間事業者間における経済交流や上富良野西小学校と津市安東小学校との姉妹校交流についても継続、発展が図られるよう支援します。

#### 2 国際交流の検討・推進

##### （町民生活課自治推進班、教育振興課学校教育班・社会教育班）

友好都市であるカナダのカムローズ市との交流については、グローバル化が進んでいる社会情勢を踏まえ、今後の取り組みについての検討を進めます。

外国語指導助手による小中学校での外国語教育や認定こども園での交流、公民館講座などを通じ、他国の文化や社会への理解を深めるとともに、子どもたちのグローバルな感覚を育成します。

### 4 協働、自衛隊との共生

#### 1 まちづくり意識の啓発（町民生活課自治推進班）

「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき協働のまちづくりを進めるため、まちづくりフォーラムや出前講座などを実施し、郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、まちづくり活動が広く浸透するよう広報紙などによる啓発活動を推進します。

#### 2 情報共有の推進（町民生活課自治推進班）

広報かみふらのや行政ホームページ、防災行政無線、SNSなどによる広報活動及び住民会長との町政懇談会、「町長と語ろう」、地域町政懇談会、パブリックコメント、町民ポストなどの広聴事業を通じて町民との情報共有を図るとともに、町政への反映に取り組めます。

#### 3 多様な分野における参画・協働の促進

##### （町民生活課自治推進班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員等の一般公募やパブリックコメントなどを実施し、町民がまちづくりに参画する機会の充実に取り組めます。

また、協働のまちづくり推進補助金により、各種団体が実施する自主的な協働のまちづくり活動を支援します。

十勝岳ジオパークの取り組みとして、地質や地形、自然環境、動植物などの生態、郷土の歴史、まちづくりなど、多様な分野での取り組みを地域内で共有できるよう、出前講座の充実やジオカフェの開催など意見交換や情報共有の場を設けます。

#### 4 自衛隊との共存・共栄（総務課基地調整・危機管理室）

令和4年12月に国家安全保障戦略などの安保関連3文書が閣議決定され、新たな体制と防衛力の整備が進められることから、自衛隊員との共存共栄のまちづくりを図るため、駐屯地と連携し隊員が、働きやすい環境を図ると共に、関係する市町村や機関、団

体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の規模堅持はもとより、体制強化として、隊員の充足率の拡充また、隊員及び隊員家族の生活環境の改善向上などを求める要望活動を積極的かつ精力的に進めます。

日米共同訓練や北海道訓練センターによる道外部隊の訓練が演習場にて展開していることから、安定的、継続的使用に向け、北海道防衛局また駐屯地と連携し安全性の確保また、障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺的生活環境などの向上に取り組むほか、演習場周辺3地区（日の出、富原、倍本）の振興策として上富良野演習場周辺地区自治活動奨励事業補助を実施します。

また、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう関係機関と協力し、退官者の再就職等の支援を行います。

## 5 行財政運営

### 1 行財政改革の推進（総務課総務班、企画商工観光課企画政策班）

最小の経費で最大の効果を得るという普遍の要請と、社会の変化に対応する見直しという不断の要請に応える行政運営が求められていることから、より効果的な町政運営の手法を常に追求しながら行財政改革を継続して進めていくため、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実に実践します。

また、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取り組みと併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築をめざします。

令和2年2月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が最終年度となることから、これまでの取り組みについて総括するとともに、国や北海道の総合戦略を踏まえ、第3期の総合戦略策定を行います。

### 2 財源の確保（総務課財政管理班、町民生活課税務班、企画商工観光課企画政策班）

町税は町の歳入の根幹を成すものであり、税収確保は極めて重要なことから、課税客体の適正な把握による公平、公正な課税に努めます。

納税については、納期内納税の推進により新たな滞納者を出さないよう努めるとともに、滞納者の生活実態に応じた確実な納税計画を引き続き実施するほか、呼出催告、財産の差押え、行政サービスの制限など現行制度の中で最大限に取り組めます。

また、債権管理条例により税外収入も含めた重複滞納者に対する総合調整を図るなど、組織内の連携により収納対策の取り組みを進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取り組みにより収納率向上に努め、町の財源確保を図ります。

行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図るとともに、受益者負担の適正化に向けて使用料や手数料などの収入についても引き続き点検、見直しを行います。

また、ふるさと納税については、地域の特産品を広くPRするとともに、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業参画による財源調達手段として企業版ふるさと納税制度の有効活用を図ります。

### 3 効果的・効率的な財政運営の推進（総務課財政管理班）

各種財政指標をはじめとした財政状況の分析、将来における収支の見通し、政策調整

会議による事務事業評価、町政運営プラン等を踏まえ、事務事業の費用対効果や優先度、必要度等を総合的に判断し、限られた財源の適正配分を図りつつ、効果的・効率的な財政運営を進めます。

#### **4 公共施設の計画的な管理（総務課財政管理班）**

上富良野町公共施設等総合管理計画及び上富良野町公共施設個別管理計画をはじめ、施設ごとに定めている個別の長寿命化計画等に基づき、集約化と長寿命化を基本として適正かつ計画的な管理を行います。

#### **5 広域行政の推進（総務課財政管理班、企画商工観光課企画政策班）**

第3次富良野広域連合広域計画に基づき、富良野広域連合の構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し、相互理解を深めながら、広域行政の推進に取り組みます。

また、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取り組みを定めた第3次富良野地区定住自立圏共生ビジョンを着実に推進し、圏域全体の発展につなげます。

#### **6 過疎地域の振興（企画商工観光課企画政策班）**

北海道過疎地域持続的発展方針と整合性を図りながら、上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の着実な推進と第6次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、自主自立の地域づくりを進める取り組みを行います。